

包 括 連 携 協 定 書

学校法人柴田学園（以下「甲」という）と株式会社ムジコ・クリエイト（以下「乙」という）は、地域の振興と相互の発展を目指し、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、包括連携のもと相互に協力し、地域の振興・発展のため、人材育成及び学術研究の振興に寄与することを目的とし本協定を締結する。

（連携の範囲）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協力する。

- （1）地域振興や地域経済の発展のための研究に関すること。
 - （2）地域振興に寄与する人材を育成する研究に関すること。
 - （3）地域の農林水産業発展のための研究に関すること。
 - （4）産官学の連携に関すること。
 - （5）その他相互が連携協定することが必要と認められる事項に関すること。
- 2 前項（2）号に定める事項を効果的に実施するため、乙は甲の教育機関で「ドローン」の授業の補助を行う。そのために次の事項について定める。
- （1）乙は、甲の教育機関で定められた「ドローン」授業のうち、「実技」の授業を補助する。
 - （2）乙の担当する授業曜日・時間帯及び授業回数は、別途甲乙で協議して決める。
 - （3）甲は、乙に対して授業補助料として、1コマ（90分）の授業に対して金10,000円を支払う。ただし、高校の授業補助に関しては、高校の規程に準ずることとする。
 - （4）乙が授業を行うための交通費は、前号で定める授業補助料に含まれる。
 - （5）授業補助料の支払いについては、別途甲乙で取り決める。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定期間中または期間満了後を問わず、本業務において知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

- 2 甲及び乙は、相手方より受領した機密情報および個人情報を、厳に秘密として保持し、善良なる管理者の注意をもって管理・保管するものとする。
- 3 甲及び乙は、本協定の業務遂行以外のいかなる目的のためにも、機密情報および個人情報を利用してはならない。

（協定の期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和5年3月31日までとする。但し、有効期間満了の前月末日までに甲乙いずれからも更新しない旨の申し出がなかったときは、本協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協定の変更・解約）

第5条 協定期間に、甲乙いずれかの一方が協定の変更または解約を申し出た場合は、甲乙協議の上、協定の全部または一部を変更することができる。

（協定の解除）

第6条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本協定を解除することができる。

- （1）本協定に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにも関わらず、相手方がその違反を是正しないとき。
- （2）相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき。
- （3）その他、本協定を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項、または本協定の各条項の解釈に疑義等が生じたときは、甲及び乙は信義誠実の原則に従い、協議の上解決を図るものとする。

本協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 10月 6日

甲 弘前市清原一丁目1-16

学校法人柴田学園

理 事 長

加藤陽治



乙 弘前市和泉一丁目3-1

株式会社ムジコ・クリエイト

代表取締役社長

新戸部洋輔

